

令和5年度 国民健康保険税の算定について

お問い合わせ先 税務課 市民税係（電話番号 0942-85-3588）

国民健康保険は職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人を対象に国民健康保険法によって加入が義務付けられています。

国民健康保険の加入に伴い生じる国民健康保険税は**世帯課税が原則**であり、国民健康保険加入者の世帯主へ課税されます。世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合であっても、世帯主本人が国民健康保険税の納税の義務を負います。

国民健康保険税の納税通知書は、**普通徴収**（口座振替や納付書での納付）の人へは**6月中旬**、**特別徴収**（年金天引き）の人には**7月中旬**に発送します。

令和5年3月16日以降に、令和4年分の所得税の確定申告や市民税・県民税の申告を行っている場合、当初通知に申告内容が反映されていないことがあります。

その場合は、翌月以降に申告内容を反映した納税通知書を発送します。

令和5年度は国民健康保険税の税率等が変わります

平成30年度の国民健康保険制度改革によって、佐賀県が国民健康保険財政運営の責任主体となりました。

県は国民健康保険財政の安定のために必要な標準保険税率を算出し、その税率を参考に市が国民健康保険税率を改定します。

	医療分	支援分	介護分
所得割率	8.79%	2.68%	2.40%
均等割	22,800円	7,600円	10,300円
世帯別平等割	31,500円	9,400円	6,100円
課税限度額	65万円	20万円	17万円
	→	→	→
	8.79%	<u>2.79%</u>	<u>2.35%</u>
	<u>24,800円</u>	<u>8,800円</u>	<u>10,600円</u>
	<u>29,900円</u>	<u>9,700円</u>	6,100円
	65万円	<u>22万円</u>	17万円

国民健康保険税の税率や限度額は、地方税法や鳥栖市国民健康保険条例で定められており、加入者数及び前年の所得を基に世帯ごとに算定します。

区分	医療分	支援分(※2)	介護分(※3)(40歳以上65歳未満)
所得割	加入者各々の前年中の総所得金額等(※1)から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×8.79%	加入者各々の前年中の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×2.79%	加入者各々の前年中の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×2.35%
均等割	1人につき 24,800円	1人につき 8,800円	1人につき 10,600円
世帯別平等割	1世帯につき 29,900円	1世帯につき 9,700円	1世帯につき 6,100円
課税限度額	65万円	22万円	17万円
年税額	医療分の合計 + 支援分の合計 + 介護分の合計		

※1 前年中の総所得金額等・・・令和4年中の給与所得や年金所得、事業所得などのすべての所得（社会保険料控除などの所得控除前）

退職所得を除く分離課税の所得金額(土地・建物の譲渡所得(特別控除後の金額)や株式等の譲渡所得など)も含む

※2 支援分・・・75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度の支援金

※3 介護分・・・40歳以上65歳未満の介護2号保険該当者がいる世帯にのみ賦課（介護納付金分）

【国民健康保険税計算の例】 加入者……夫40歳、妻30歳、子5歳 世帯の所得……夫の所得200万円、妻の所得48万円の場合

区分	医療分	支援分	介護分(40歳以上65歳未満)
所得割	夫 200万円 - 43万円 = 157万円 妻 48万円 - 43万円 = 5万円 計 162万円 × 8.79% = 142,398円	夫 200万円 - 43万円 = 157万円 妻 48万円 - 43万円 = 5万円 計 162万円 × 2.79% = 45,198円	夫 200万円 - 43万円 = 157万円 妻 40歳以下のため該当なし 計 157万円 × 2.35% = 36,895円
均等割	24,800円 × 2.5人 = 62,000円	8,800円 × 2.5人 = 22,000円	10,600円 × 1人 = 10,600円
世帯別平等割	29,900円	9,700円	6,100円
合計 (百円未満切捨)	234,200円…①	76,800円…②	53,500円…③
年税額	① + ② + ③ = 364,500円		

前年の所得が少ない場合、均等割と世帯別平等割が軽減されます。(地方税法第703条の5)

7割軽減	世帯の所得の合計が 43万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10万円】 以下 …①
5割軽減	世帯の所得の合計が [43万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10万円】 + 29万円 × 国民健康保険加入者数] 以下 【例】国民健康保険加入者4人(内1人が給与所得者)の世帯・・・43万円 + (29万円 × 4人) = 159万円…① この世帯の場合、世帯の所得の合計が①を超え②以下のときは、5割軽減となります。
2割軽減	世帯の所得の合計が [43万円 + 【(給与所得者等の数 - 1) × 10万円】 + 53.5万円 × 国民健康保険加入者数] 以下 【例】国民健康保険加入者4人(内1人が給与所得者)の世帯・・・43万円 + (53.5万円 × 4人) = 257万円…② この世帯の場合、世帯の所得の合計が①を超え②以下のときは、2割軽減となります。

※【(給与所得者等の数 - 1) × 10万円】については、世帯内の給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

給与所得者等の数とは、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、給与所得を有する者(収入金額が55万円を超える者に限る)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(給与所得を有する者を除く)の合計数をいいます。

※軽減判定は、世帯主(他保険加入者含む)および旧国民健康保険加入者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)の所得も含めて判定します。

※軽減判定所得は、公的年金特別控除の適用(65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定)、専従者控除前の所得、特別控除前の譲渡所得、基礎控除前の総所得金額を使用しますので、国民健康保険税に係る所得割の判定所得とは異なります。

所得の申告について

国民健康保険に加入している人は適正な課税や、高額療養費の自己負担限度額軽減措置を行うため**収入がなくても所得の申告が必要です**。市に報告のあった給与や公的年金のほかにも所得がある人は、税務課へ申告をしてください。

国民健康保険に加入、または脱退するとき（下記の窓口にて14日以内に手続きをしてください。）

国民健康保険に加入するとき	手続き窓口	国民健康保険を脱退するとき	手続き窓口
子どもが生まれたとき	市民課	死亡したとき	市民課
他の市町村から転入したとき	市民課	他の市町村に転出するとき	市民課
職場の健康保険を離脱したとき	国保年金課	職場の健康保険に入ったとき	国保年金課

国民健康保険税は年度（4月から翌年の3月まで）単位で課税され、年度途中で国民健康保険へ加入した場合は、加入した月から年度末までの月割計算となります。また、年度途中で国民健康保険から脱退する場合は、国民健康保険脱退の前月までの月割計算となります。

国民健康保険税の納期

普通徴収（口座振替や納付書での納付）	年間10回	6月から翌年3月までの各月末（12月は25日） ※月末日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日
特別徴収（年金天引き）	仮徴収	4月・6月・8月
	本徴収	10月・12月・2月

普通徴収の人は納め忘れのない口座振替や、**令和4年4月1日から導入しているスマートフォンアプリ決裁（電子決済）**をご利用ください。
お手続きについては管理収納係（電話85-3587）までお問合せください。

納税について

鳥栖市から転出する場合や、職場の健康保険などに加入するときは、未納分の国民健康保険税を必ず納税してください。納期限までに納税することができない場合は税務課へご相談ください。収支の状況などを伺い、今後の納税計画についてご案内します。

特別徴収をやめたいとき

国民健康保険税の徴収方法を特別徴収（年金天引き）ではなく、普通徴収（口座振替）を希望する場合、国民健康保険法、介護保健法の規定により税務課へ申請が必要なため変更を希望される場合は税務課へご相談ください。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの保険税（料）は、自分や家族の保険税（料）を実際に支払った人が、所得税の確定申告や市民税・県民税のときに、『社会保険料控除』として控除を受けることができます。

ただし、年金天引きされた保険税（料）は、所得税の確定申告や市民税・県民税の申告のときに、天引きされた本人の『社会保険料控除』となります。

介護納付金分について

国民健康保険に加入している人で、40歳以上65歳未満の人（介護保険2号該当者）は国民健康保険税の中に介護保険負担分が含まれます。

年度途中で40歳を迎える人

40歳を迎える月（40歳の誕生日の前日が属する月）以降が介護保険負担分の対象となります。40歳を迎える翌月に介護納付金分が含まれた国民健康保険税の納税通知書を送付するため、納税通知書に同封する納付書で国民健康保険税を納付してください。

年度途中で65歳を迎える人

65歳を迎えると介護納付金分を国民健康保険税とは別に介護保険料として納めていただきます。6月に送付する国民健康保険税の納税通知書は年度途中で65歳を迎えることを考慮し算出しているため、65歳を迎えた月から国民健康保険税の税額が変わることはありません。

年度途中で75歳を迎える人（年度途中で保険制度が後期高齢者医療保険へ移行する人）

国民健康保険は満75歳を迎える月から後期高齢者医療保険へ保険制度が移行します。保険制度の移行後は世帯の加入者状況により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を同時期に納めなければならない場合がありますためご注意ください。

なお、国民健康保険税の納税通知書は75歳を迎えることを考慮し算出しており、保険制度の移行によって国民健康保険税の税額が変わることはありません。後期高齢者医療保険料の通知書は75歳を迎えた月の翌月に改めて送付しますので、同封する納付書で後期高齢者医療保険料を納付してください。

保険制度移行に伴う単身世帯に対する世帯別平等割の軽減

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残った国民健康保険の加入者が1人となる世帯については、医療分・支援分それぞれの世帯別平等割がその移行した月から5年間は半額（移行した月から5年過ぎた後の3年間は4分の3の額）となります。

未就学児にかかる均等割額の軽減

令和5年度より、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額が一部減額されます。（申請不要）

軽減対象者：国民健康保険に加入する未就学児（小学校入学前である被保険者（平成29年4月2日以降出生））が属する世帯の納税義務者

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を5割軽減します。また、一定の所得を下回る世帯であり、すでに均等割額の軽減が適用されている世帯については、当該軽減後の均等割額より、さらに5割を軽減します。

例）均等割額が7割軽減される世帯については、残りの3割を5割軽減（合計で8.5割の軽減）

旧被扶養者であった人の均等割額、世帯別平等割額の減額

75歳以上で被用者保険（社会保険等）の加入者であった人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の人が国民健康保険に加入する場合、加入後2年間は均等割額を半額（7割軽減、5割軽減に該当する場合を除く。）とし、当面の間、所得割は課しません。

また、加入者全員が旧被扶養者であった場合、加入後2年間は世帯別平等割額も半額とします。

「非自発的失業者」に対する軽減制度について

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）のため雇用保険の失業等給付などを受ける人（平成21年3月31日以降離職した人）は、離職の翌日の属する月分から翌年度末までの間の国民健康保険税が軽減されます。国民健康保険税の軽減は、該当する人の前年の給与所得を3割とみなして算定を行うものです。軽減を受ける場合は、「雇用保険の受給資格者証」を持参のうえ税務課で申告をしてください。

国民健康保険税の減免について

天災その他の事情がある場合（震災、火災その他これに類する災害によって納税義務者がその財産について甚大な損害を被った場合、納税義務者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、負傷をした場合など）、貧困により生活のために公私の扶助を受けることとなった場合（社会福祉団体による扶助を受けている場合など生活保護法の規定する扶助に準じて考えられるような扶助を受けている場合であり、民法上の扶助義務は除外されます。）などに納税義務者の担税力を見た上で納税猶予や減免を受けることができます。減免の対象は納期未到来分の国民健康保険税額であるため、減免の申請をする場合は、納税通知書を受け取ったらすぐに税務課へご相談ください。

一部負担金の減免について

災害、失業、事業または業務の休止などにより収入が激減し、医療費の一部負担金を支払うことが困難になった人に対しては、一部負担金の免除や減額、徴収猶予の措置があります。詳しくは国保年金課までご相談ください。（問い合わせ 鳥栖市 国保年金課 健康保険係 TEL 85-3582）